回覧

臨時審議会が開催されました

令和５年２月３日（金）に臨時審議会が開催されました。
その概要をお知らせします。

今回は、令和５年度に区民の皆さまにご負担いただく「区費の額」についてや、公民館などの大規模修繕にそなえるため「３つの基金」を新たに設けること、区内の団体等が活性化するための「補助金の決まり」を新たに定めることなど７つの議案が提案され、それぞれ慎重に審議され承認されました。

詳しくは、口大野区ホームページでも近日お知らせしますので、ぜひご覧ください。

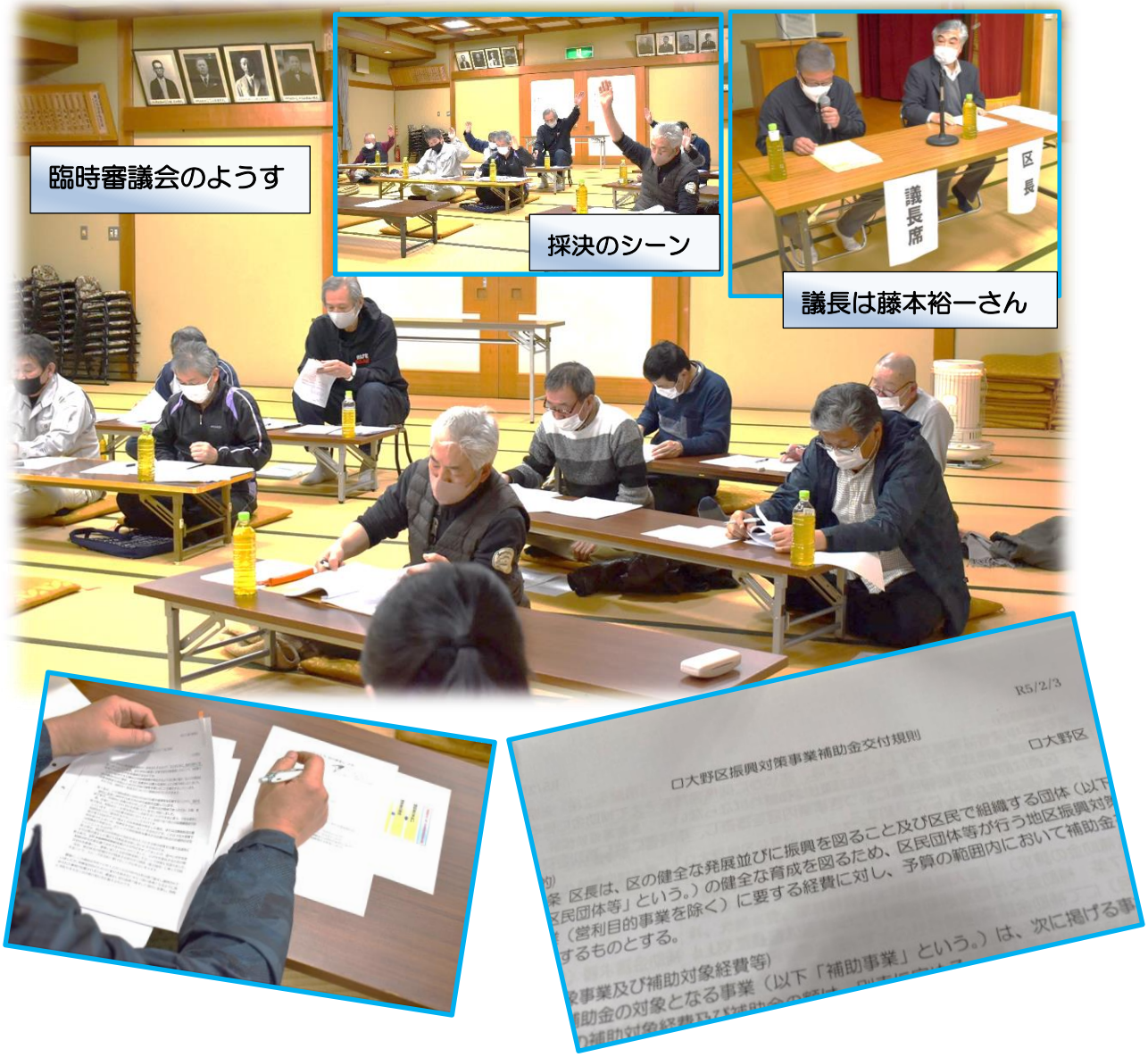

臨時審議会のようす

採決のシーン

議長は藤本裕一さん

◇ 提案された議案及び審議の結果 ◇

第３号議案

区費負担要綱の一部改正について　原案どおり可決承認

第４号議案

区民グランド建設基金規約の廃止と新たな基金規約の制定について

原案どおり可決承認

第５号議案

慶弔規約の一部改正について　一部修正のうえ可決承認

第６号議案

区所有軽トラック使用規程の一部改正について　原案どおり可決承認

第７号議案

災害見舞金等に関する規約の一部改正について　原案どおり可決承認

第８号議案

口大野区振興対策事業費補助金交付規則の制定について

原案どおり可決承認

第９号議案

令和４年度口大野区一般会計補正予算について

原案どおり可決承認

＊『審議会』とは…口大野区において大切なことを決める最高議決機関です
（口大野区規約第１６条）

予算決算などを決める通常審議会（３月６月）と今回のような臨時審議会があります

◇第3号議案◇　区費負担要綱の一部改正について

①「区費額が改定されます」

全世帯一律18,000円（令和5年度・令和6年度・令和7年度）

◇ 令和5年度から向こう3年間の区費は、初年度の令和4年度収支状況等をみて、どうするか決めることにしていました。

◇ 今年度7回にわたって区費審査会を開き議論を重ねた結果、全世帯一律20，000円でスタートしたものを、2，000円減額（変動分を減額）し、『全世帯一律18，000円』に改正するものです。

減免の対象や手続き方法は、変更ありません

3月に相談日を設けますので、是非ご利用ください

準区民・法人事業所等は、区費額に変更はなく従来どおりです

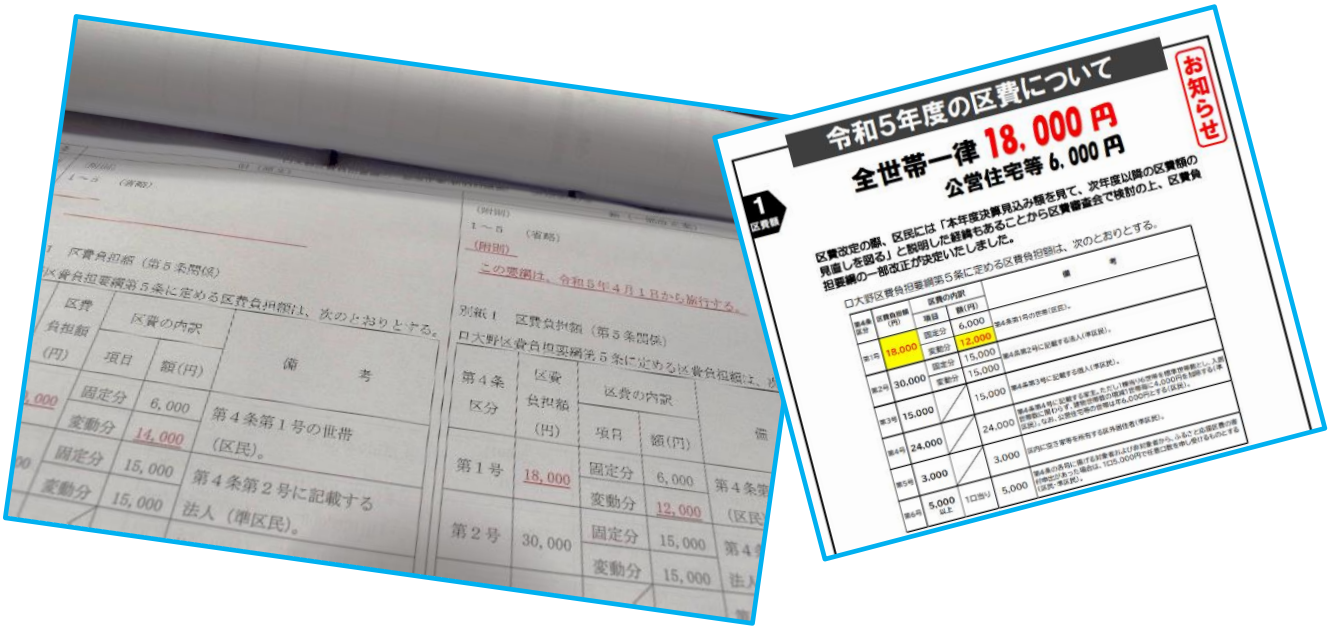

◇第４号議案◇　区民グランド建設基金規約の廃止と新たな基金規約の制定について

②「区が所有する建物の大規模修繕資金を積み立てるため、3つの基金を新たに設けます」

目的をもった基金を設けて、計画的に整備します

◇ 近い将来に莫大（ばくだい）な修繕費が必要な区所有施設

「公民館」「城址会館」「＊旧口大野小学校体育館」

◇ 新たな構想；区民の避難所を兼ねた『防災センター』建設を！

＊旧体育館は、多くの費用をかけ修繕しても構造そのものに耐震性が無く、費用の無駄遣いにも繋がる恐れがあります。
旧体育館は取り壊して、区に必要な施設として『防災センター』を新たに建設し、有事における区民の避難所、事務所確保、防災倉庫等を兼ねた施設ができればと考えました。

◇ 新たな3つの基金規約を設けて積み立てていきます

① 公民館等大規模修繕基金規約
② 城址会館大規模修繕基金規約
③ 防災センター建設基金規約

◇ 区民グランド建設基金規約を廃止します

旧口大野保育所が建った頃に新しく区民グランドを建設しようと一時期積み立てられたのが**区民グランド建設基金**です。

平成２２年に寺の奥池が埋め立てられできた**コミュニティ広場は**、トイレや水道を設けるなど区として整備をすすめ、グラウンドゴルフやペタンク等を楽しむ**区民グランドとしての機能を果たしています。**

区民グランド建設基金規約を廃止し、**この基金１１９万円余りは**規定にもとづき**処分し**今回設ける３つの基金の原資に充てます。

◇第5号議案◇　慶弔規約の一部改正について

③「慶弔費の支給対象や額をより明確にします」

社会情勢にあった内容に変更します

◇ 近年、家族葬などが増えていることもあり、亡くなったことさえ不明の場合が多々あり、公平性の確保が出来ない状況にあります。

◇ どういった場合にいくら支給するかを規約でより明確にします。

区民への香典は、区費が一律納付になったこと及び区として事実の把握が完全にできないことから、基本的に廃止します。

◇第6号議案◇　区所有軽トラック使用規程の一部改正について

④「区所有軽トラックの使用基準をより明確にします」

運輸局の有償貸渡し許可は受けていません

区の軽トラックはレンタカーのように個人に貸し出ししません。
区民活動団体が行う公益活動に使用することができます。

◇第7号議案◇　災害見舞金等に関する規約の一部改正について

⑤「規則に改めて、支給基準等を明確にします」

災害見舞金の額や手続きを定めて公平に支給します

◇第8号議案◇　口大野区振興対策事業費補助金交付規則の制定について

⑥「公民館をはじめとした区内にある各種団体に対する補助金交付のルールを定めます」

区内にある団体の健全な育成を図ります

◇　補助金を交付した団体が取り組んだ内容を、回覧板や区ホームページで公開します。

補助金交付規則の簡易説明　　❶補助金交付の対象者　❷対象事業　❸対象経費・補助率

＜公民館活動事業＞
❶公民館長　❷公民館主催の事業等　❸規則別表のとおり

＜地域づくり事業＞
❶区民で組織する団体の長（ゴミ籠設置は隣組長）
❷防災、歴史文化、交流、地域福祉、老人会、PTA、青少年育成、地域環境整備の活動、交通安全、花いっぱい運動、子供や老人の見守り活動、市･府民運動など
❸規則別表のとおり

＜特認事業＞
❶❷口大野区の振興のため区長が特に必要と認める事業
❸規則別表のとおり

補助金交付申請から補助金の支払いまでの流れ(イメージ図)

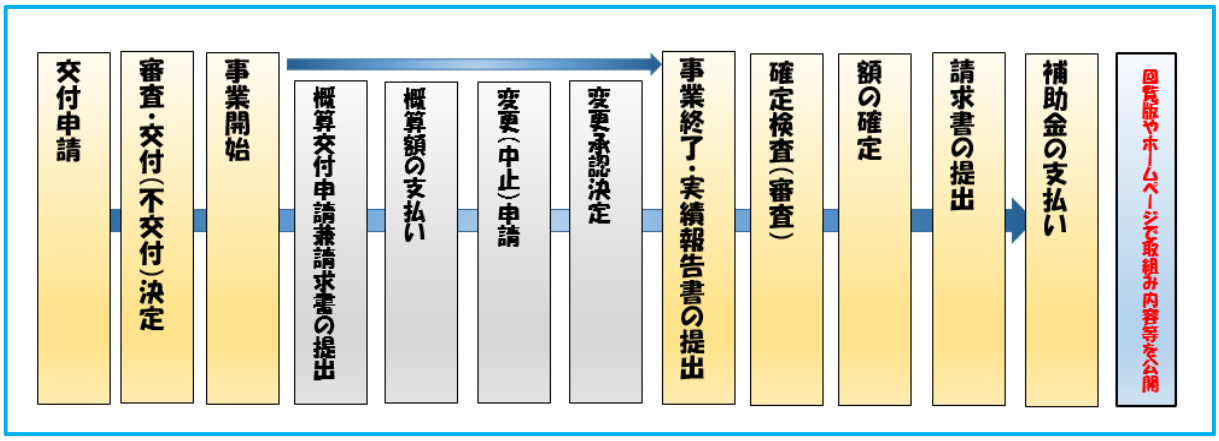

◇第9号議案◇　令和4年度口大野区一般会計補正予算について

⑦　予算に過不足が生じ、内容を改める必要が生じましたので、補正します

当初の予算額	19，077，000円
今回補正する額	3，590，000円
補正後の予算額	22，667，000円

◇　主な内容

収入の部…	区費収納額の増加	2,400,000 円
	基金取り崩しによる繰入	1,190,000 円
支出の部…	新設する基金の積立	1,190,000 円
	予備費	2,400,000 円

令和４年度

口大野区一般会計補正予算書（案）

令和５年２月３日臨時議会提出

口 大 野 区

令和４年度　口大野区一般会計歳入歳出補正予算（案）

予算規模　１９，０７７，０００円
補 正 額　３，５９０，０００円
補正後予算額　２２，６６７，０００円

上記のとおり令和４年度一般会計補正予算（案）を令和４年度臨時議会に提出し承認を求めます。

提出日　令和５年２月３日

口大野区長　西村　誠志郎

No.1

『口大野区ホームページ』

http://kuchioonoku.main.jp/wordpress/

〒629-2501

京都府京丹後市大宮町口大野 889

認可地縁団体 **口大野区**

TEL/FAX　0772（64）2137

Eメール　omiya-kuchiono@sea.plala.or.jp